

↑ てこねじにまつりたい。ひだり。別冊解答になります。

くもんの
中学基礎
がため100%
パーセント

中学社会 公民編(政治)

別冊解答書
答えと考え方

くもん出版

1 現代社会とわたしたちの生活

スタートドリル

P.6, 7

- 1 (1) グローバル化 (2) 國際分業
(3) 多文化社会
- 2 (1) 携帯電話
(2) インターネット (3) 情報社会
- 3 (1) 出生率 (2) 低下
(3) 増えている (4) 少子高齢化
- 4 (1) 文化 (2) 伝統文化
(3) ひな祭り (4) 年中行事

1 グローバル化と国際協力 P.8, 9

- 1 (1) グローバル化 (2) 國際競争
(3) 國際分業 (4) 多文化社会

■考え方 (1) 航空機の大型化・高速化など交通の発達と、インターネットなど通信技術の進歩により、人、もの、お金、情報などが容易に移動できるようになった。

- 2 (1) 交通 (2) 商品 (3) 格差
(4) 国際協力
- 3 (1) 韓国・朝鮮 (2) 中国
(3) 多文化社会 (4) ア
(5) 國際分業 (6) グローバル化

■考え方 (1) 韓国・朝鮮は1910年から1945年まで日本が植民地としていた関係で、第二次世界大戦前や大戦中に日本に移り住んだ人々や、その子孫にあたる人が多い。そうした人々の中には日本国籍を取って日本に帰化した人もいるが、外国人登録をして日本に住んでいる人も多くいるのである。(2) 近年、中国はわが国にとって最大の貿易相手国となっている。こうした経済的なつながりを反映して、仕事の関係で中国から日本に来る人々、中国からの留学生の数が急増し

ている。

- (4) 日本の貿易は、1970年代以降、ほとんどの年で輸出額・輸入額とも増加を続けている。また、特に1980年代以降は、輸出額が輸入額を上回る年が続いていることもおさえておくこと。
- (5) 貿易は国際分業の代表的なものであるが、企業が人件費の安い途上国に工場を建て、そこで生産した製品を日本に輸入したり、別の国に輸出したりすることも、広い意味で国際分業の一環である。

2 情報化と少子高齢化 P.10, 11

- 1 (1) メディア (2) インターネット
(3) 情報社会 (4) 少子高齢社会
(5) 社会保障

■考え方 (1) 情報を伝えるはたらきをするもののこと。新聞やテレビのように多くの人に大量の情報を伝えるものはマス・メディアと呼ばれる。「マスコミ」もほぼ同じ意味。
(2) 世界中のコンピューターをネットワークでつなぎ、情報の発信や受信ができるようにしたしくみ。携帯電話とともに、1990年代以降、急速に普及した。
(4) 少子化と高齢化が同時に進むこと。出生率の低下が続いていることで子どもの数が減り、医療の進歩により平均寿命が伸びたことで、65歳以上の高齢者の割合が増え続けている。
(5) 年金や、介護など高齢者福祉にかかる費用を含む。少子高齢化が進むと、社会保障費を負担する働く世代の数が減る一方で、年金などを受給する高齢者の数は増えしていくので、働く世代一人あたりの負担がどんど

ん重くなるという問題が生じる。

- 2 (1) オンライン・ショッピング
(2) 電子マネー (3) GPS

■考え方 (1) 一般に「ネット・ショッピング」とも呼ばれる。インターネットを通じて商品を探し、注文するもので、支払いはクレジットカードを利用する場合が多い。商品の種類が多い、自宅にいながら買い物ができる、など便利な点が多く、売り上げを急速に伸ばしているが、商品を実際に手にとって選ぶわけではないので、期待していたものとは違うものが届いたり、支払いをめぐるトラブルが発生するなど、問題点もある。

- (2) IC(集積回路)カードによるものが多いが、近年は携帯電話に電子マネーの機能を備えたものも増えてきている。

- 3 (1) 携帯電話 (2) イ、工

■考え方 (1) 携帯電話は1990年代後半には、固定電話の契約数を追い抜き、2009年には人口に対する普及率が90%を超えた。

- 4 (1) 低くなった (2) 増えている
(3) 少子高齢社会

■考え方 (1) 子どもの数が減っていることから、出生率は低下していると判断できる。出生率が低下してきた原因としては、晩婚化・非婚化により出産の平均年齢が上がったこと、結婚しない男女が増えたこと、保育所の不足や教育費の問題などで2人目、3人目の出産をためらう親が多いこと、などが挙げられる。

- (2) 65歳以上の人を高齢者といい、その数が大きく増えていることがわかる。2010年代には、1940年代後半生まれのいわゆる「ベビーブーム」の世代が高齢者となっていくので、その数はますます増えていくことにな

る。

3 社会生活と文化 P.12, 13

- 1 (1) 文化 (2) 科学 (3) 宗教
(4) 芸術

■考え方 (1) 道具のような形のあるものや言葉のように形のないものも含めて、人がつくり出してきたものは、すべて文化といえる。
(3) 三大宗教といわれるキリスト教、イスラム教、仏教はその代表的なものであるが、世界中には数多くの宗教が存在する。

- 2 (1) 伝統文化 (2) 生活文化
(3) 年中行事

■考え方 (3) 正月の一連の行事、ひな祭りなどの節句、花見や月見などの季節の行事のように、毎年決まった時期に行われるものをいう。

- 3 (1) 芸術 (2) 科学 (3) 宗教
(4) 伝統文化 (5) 生活文化

■考え方 (5) 郷土料理などは、代表的な生活文化ということができる。

- 4 (1) 七夕 (2) 年中行事

■考え方 (1) 中国に起源をもち、わが国独自の形をもつようになった伝統文化といふことができる。
(2) わが国の場合、初もうでや彼岸、お盆などのように、神道や仏教と関連をもつものも多い。

まとめのドリル

P.14, 15

- 1 (1) ① グローバル ② 情報社会
③ 出生率 ④ 平均寿命
⑤ 少子高齢 ⑥ 社会保障
- (2) A インターネット
B 携帯電話

■考え方 現代社会の特色についての問題。現代社会を考える上で大きなポイント

となるのは、グローバル化、情報化、少子高齢化の3つである。それぞれの特色がはっきり見られるにいたった背景をおさえること。

(2) メディアの発達、なかでもインターネットと携帯電話の急速な普及は、人々の生活のあり方にきわめて大きな影響をあたえているといえる。

- 【1】(1) 文化 (2) ① 神教
② 芸術 (3) ① A ひな祭り
B 七夕 (2) A 3月 B 7月
(4) 年中行事

【考え方】(2) ①日本の歴史では一向一揆や島原・天草一揆、世界の歴史では十字軍など、宗教に関連する対立や紛争は大変多い。現代社会においても、たとえば中東戦争はユダヤ教徒とイスラム教徒の対立という側面をもつておらず、同時多発テロやイラク戦争にはキリスト教世界とイスラム教世界の対立という面があると指摘されることが多い。

2 社会集団とわたしたち

- スタートドリル P.18, 19
- 【1】(1) ① 家族 (2) 地域社会
③ 学校 (4) 職場 (2) 社会的
【2】(1) 基礎的 (2) 休息
③ 核家族 (4) 単独世帯
【3】(1) 3親等 (2) 6親等
③ 均分相続 (4) 300万円
【4】(1) 対立 (2) 合意
③ 効率 (4) 公正
(2) 全員一致制

1 社会集団と家族 P.20, 21

- 【1】(1) 社会集団 (2) 家族

(3) 核家族 (4) 地域社会

(5) 社会的存在

【考え方】(3) 3世代が同居する大家族の割合は減ってきている。

(4) 地域社会は、市町村のような行政の単位と必ずしも一致するわけではない。

(5) 人間は一人で生きているわけではなく、必ず何らかの社会集団に属している。また、家族、地域社会、学校あるいは職場というように、いくつかの社会集団に同時に属している。

- 【2】(1) 経済 (2) いこい (3) 介護
(4) 言葉 (5) 人格

【考え方】家族の意義やはたらきについての問題。家族は生活の単位であり、子どもにとっては生きていく上で必要な知識や生活習慣を身につける学びの場でもある。そうした意味で、家族は「最も基礎的な社会集団」といわれる所以である。

- 【3】(1) ① 家族 (2) 地域社会
③ 学校 (4) 職場 (2) ①, ②

【考え方】(2) 学校や職場は、目的をもって自ら入る集団である。部活動や趣味のサークルなども、同様のものということができる。

- 【4】(1) 親族 (2) 均分相続

【考え方】(1) 血族とは血のつながりのある者。姻族とは配偶者の血族または血族の配偶者、つまり、婚姻によって生じた親族の関係のことである。また、親等とは親子関係を1親等として血のつながりの濃さを表したもの。親子以外の場合、共通の先祖までさかのぼって教えるから、たとえば兄弟は2親等、いとこ同士は4親等ということになる。民法では、6親等内の血族と3親等内の姻族を合わせて親族と規定している。

(2) 第二次世界大戦前の民法では、一家の財産はすべて「戸主」である父親が管理し、父親が死んだ場合は長男が全財産を相続するきまりになっていた。第二次世界大戦後、民法が改定され「戸主」制度は廃止された。そして相続については、配偶者が遺産の2分の1を相続し、子どもが複数の場合は、残りの2分の1を均等に分けて相続することになった。このしくみを均分相続という。なお、子どもの性別や、結婚しているかしていないかで配分に差が生じることはない。

2 対立と合意

P.22, 23

- 【1】(1) 対立 (2) 合意 (3) 効率
(4) 公正

【考え方】集団内や集団間で対立や争い、もめごとが生じた場合、それをどのように解決していくか、ということについての問題である。ポイントとなるのは、どうすればみんなが納得できる解決策が得られるか、ということである。

- 【2】(1) きまり (2) 権利
(3) 全員一致制 (4) 多数決制

【考え方】(1) きまりには、トラブルを解決するはたらきと、トラブルを未然に防ぐはたらきがある。きまりの代表的なものが法律であるが、グループやサークルの規則や取り決めなども、きまりの一種である。

(2) きまりはみんなが納得できるものでなくてはならない。そのためには、だれにどのような権利と義務があるのかを、まず明らかにする必要がある。

(3) 全員一致制は、全員が納得するまで話し合って決めるので、決定後

に、トラブルが発生する可能性は少ないが、決定まで時間がかかることが多い。

(4) 多数決制は、決定までにはあまり時間がかかるが、異なる意見の人人がいるわけであるから、そうした人たちの意見や立場も十分に考慮しながら決定するようにしなければならない。

- 【3】(1) 負担 (2) ① イ ② ア

【考え方】(1) 事例の内容をよく読めば、問題となったのは、自転車置場を利用している世帯とそうでない世帯で、負担が同じでよいのかどうか、ということであることがわかる。

(2) ①全世帯の住民が参加して話し合いの場が設けられているから、手続きの公正さは確保されている。

② 全世帯が等しい金額を負担することで合意に達しているので、結果の面からも公正であるといえる。また全員一致で承認されていることからも、その点に問題はないといえる。なお、ウについては、今後同様の問題が生じたときに、解決が容易になることが予想されるから、「効率」の面で有効であったということができること。

まとめのドリル

P.24, 25

- 【1】(1) 家族 (2) 地域社会 (3) 学校
(4) 職場 (5) 社会的

【考え方】(5) 「人間は社会的存在である」とは、人間は一人で生きているのではなく、集団や社会を構成し、他者とのかかり合い、他者とのつながりの中で生きている、ということである。

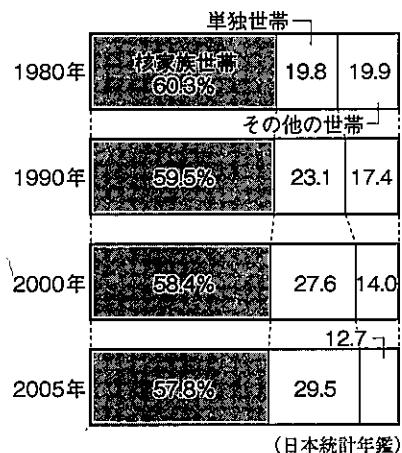
- 【2】(1) 4親等 (2) 核家族 (3) ア
(4) 均分相続

【考え方】(1) 親等の数え方のポイントは、親子

関係を1親等と数えることと、共通の祖先までさかのぼることである。「わたし」から見て「いとこ」は、「わたし」→「父(母)」→「祖父母」→「おじ(おば)」→「いとこ」とたどれるので、4親等ということになる。

(2) 夫婦のみ、または夫婦と未婚の子どもで構成される家族をいう。

(3) 1200万の1/2の600万を子どもたち3人で等分する。



▲家族構成の割合の変化

- 3 (1) ① イ ② ア ③ エ
④ ウ (2) ア, エ

【考え方】(1) ①ピアノを練習したい住民と、これをうるさいと感じる住民がいるわけである。③合意事項は対立する双方の権利を認めた合理的なもので、全世帯の承認も得られているから、効率の面で適切なものということができる。④全世帯の住民が参加して話し合いの場が設けられているから、特に手続きの面で公正である。

(2) イとウは、多数決制にあてはまる。

3 人権と日本国憲法

スタートドリル P.28, 29

- 1 (1) ① ロック ② モンteskyu
③ ルソー (2) ① 独立宣言
② 人権宣言
- 2 (1) A 国民主権
B 基本人権の尊重 C 平和主義
(2) 象徴
- 3 (1) ① 1889 ② 1947
② ③ 天皇 ④ 国民 ⑤ 法律
⑥ 永久
- 4 (1) ② 3分の2以上 ⑥ 過半数
(2) ① 国会 ② 国民投票

1 人権思想の発達 P.30, 31

- 1 (1) 自由 (2) 専制 (3) ロック
(4) モンteskyu (5) ルソー
(6) 独立宣言 (7) 人権宣言

【考え方】(2) 国王など絶対的な権力をもつた者が、国民の権利を無視する形で行う政治を、専制政治という。民主政治の対極にある政治の進め方ということができる。

- 2 (1) 奴隸解放宣言 (2) 社会権
(3) ワイマール憲法

【考え方】(1) 18世紀から19世紀にかけて、アメリカではアフリカから連れてこられた黒人とその子孫たちが、奴隸として農園などで働かされていた。こうした中で1861年、奴隸制度の存続や貿易政策をめぐる南部と北部の対立から内戦(南北戦争)がおこり、奴隸解放宣言を出して黒人らの支持を集めたりんカーン大統領は、北部を勝利に導いた。

(2) 19世紀に基本的人権の中心となっていたのは、平等権と自由権であ

った。しかしながら、資本主義が発達すると、貧富の差が拡大し、労働者の貧困や失業、病気といった社会問題が発生することになった。こうした問題を解決するため、すべての人間に「人間らしい生活」を保障しようとする社会権の考え方方が生まれたのである。

(3) 正式には「ドイツ共和国憲法」という。第一次世界大戦直後の1919年、ドイツのワイマールで制定された。

- 3 (1) 権利章典

- (2) ① アメリカ独立宣言
② フランス人権宣言

【考え方】(1) 1688年、イギリスでは専制政治を行っていた国王が国外に亡命し、オランダから国王の娘夫婦が新国王として迎えられた。これを名譽革命という。翌年、国王夫妻は議会の優越などを定めた権利章典を発布し、これによりイギリスの議会政治が確立された。

(2) ① アメリカの独立宣言は、アメリカの植民地の人々がイギリス本国に対しておこした独立戦争の中で出された。ロックが主張した基本的人権や人民の抵抗権などの思想がとり入れられている。② フランス人権宣言は、フランス革命がおきた1789年、平民の代表で構成された国民議会によって発表された。基本的人権や民主政治の原理を明確に打ち出し、その後の各国の近代憲法などに大きな影響をあたえた。

- 4 (1) ロック (2) モンteskyu
(3) ルソー

【考え方】(1) 17世紀末から18世紀初めに活躍したイギリスの思想家。『統治論(市民政府二論)』は、名譽革命を正当化するために書かれたものである。

(2) 18世紀のフランスの思想家。三

権分立の理論を初めて体系化したことで知られる。(3) スイスで生まれ、フランスで活躍した18世紀の思想家。多方面で活躍したが、政治思想の分野では、『社会契約論』の中で人民主権を説いたことが知られる。なお、日本では明治時代に中江兆民がその思想を紹介し、自由民権運動に大きな影響をあたえた。

2 日本国憲法の制定 P.32, 33

- 1 (1) 中江兆民 (2) 自由民権運動
(3) 大日本帝国憲法 (4) 天皇
(5) ポツダム宣言
(6) 連合国軍最高司令官総司令部
(7) ① 11月3日 ② 5月3日

【考え方】(3) ヨーロッパで各国の憲法や政治制度を学んだ伊藤博文は、帰国後、皇帝の権力の強いドイツの憲法を参考に憲法の草案作成を進めた。

(4) 国の政治のあり方を最終的に決める権限を主権という。大日本帝国憲法では「主権」という語句は用いられないが、第1条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、第4条に「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ…」などとあることから、主権が天皇にあることは明確である。(6) 占領下の日本は、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の指示にもとづき日本政府が政治を進めるという間接統治の形がとられた。そして、GHQは日本政府に大日本帝国憲法の改正を指示したが、日本政府が示した当初の改正案が不十分なものであったため、GHQは自ら作成した原案を日本政府に提示した。これをもとに日本政府が改めて作成したものが日本国憲法の原案となり、帝国議会による審議を経て、1946年11月

3日、日本国憲法として公布された。

- 〔2〕(1) 自由民権運動 (2) ルソー
(3) ① 天皇 ② 法律

〔3〕(4) 治安維持法 (5) ポツダム宣言
〔参考方〕(1) 民選議院設立建白書は、征韓論をめぐる対立から政府を去った板垣退助らが中心となって作成したものである。

〔3〕(2) 大日本帝国憲法は「臣民ノ権利」として言論の自由などいくつかの人権を保障していたが、それらは「法律ノ範囲内ニ於テ」認められるものであった。その結果、治安維持法のような法律によって人権が制限されることが多くなっていったのである。

〔4〕社会主義運動を取り締まるために制定されたものであるが、のちには自由主義者など政府に批判的な思想の持ち主と見なされた多くの人々が、この法律を根拠に逮捕・拘束されていった。

- 〔3〕(1) 1946年11月3日
(2) 1947年5月3日

〔参考方〕(1) 11月3日は、それまでは「明治節」(明治天皇の誕生日)という祝日であったが、その後、「文化の日」と改められた。

(2) 公布の日の半年後である。この日が「憲法記念日」とされた。

③ 日本国憲法の基本原則 P.34, 35

- 〔1〕(1) A 基本人権の尊重
B 国民主権 C 平和主義
(2) ① 象徴 ② 内閣

〔参考方〕(1) 日本国憲法の三大原則と呼ばれるもの。
(2) 大日本帝国憲法の下では國の主権者であった天皇は、日本国憲法の下では日本國および日本國民統合の

象徴とされ、政治的な権限をいつさい持たず、内閣の助言と承認にもとづいて憲法に定められた國事行為を行うことになった。國事行為は法律の公布や国会の召集、内閣総理大臣の任命など、すべて儀礼的・形式的なものである。

- 〔2〕(1) ③ 分の2以上 (2) 国会
(3) 国民投票 (4) 過半数
(5) 天皇

〔参考方〕憲法改正の手続きに関する問題。内容は確実におさえておくこと。ポイントになるのは、法律など一般の議案は「出席議員の過半数の賛成」で可決されるが、憲法改正の発議については「両議院で総議員の3分の2以上の賛成が必要」となることと、国会による発議の後に行われる国民投票で過半数の賛成が必要、ということである。

- 〔3〕(1) ① 1889 ② 1947
(2) ③ 天皇 ④ 国民 ⑤ 法律
(6) 永久 ⑦ 戰力

- 〔4〕(1) 平和主義 (2) 国民主権

(3) 基本人権の尊重

〔参考方〕(1) 平和主義の基本精神について述べている。
(2) 国民主権については、第1条でも明確に規定されている。
(3) 基本人権の基盤となる平等権(法の下の平等)についての規定。

④ 平和主義と日本の安全保障 P.36, 37

- 〔1〕(1) 平和 (2) 政府 (3) 9
(4) 放棄 (5) 戰力 (6) 交戦

〔参考方〕日本国憲法は平和主義を基本原則の一つとしており、前文でその精神について述べるとともに、第9条でその内容を具体的に規定している。特に第9条については、最も重要な条

文の1つであるので、条文全部を暗記するつもりでおさえておくべきである。

- 〔2〕(1) 自衛隊 (2) 日米安全保障条約
(3) 非核三原則

〔参考方〕(1) 朝鮮戦争がおきた1950年、GHQの指示によって創設された警察予備隊が、1952年に保安隊、1954年に自衛隊となった。自衛隊は発足時から、それが憲法第9条によって保有が禁じられている「戦力」にあたるかどうかが議論されてきたが、政府の見解は、日本国憲法も國の自衛権は否定しておらず、自衛隊は自衛のための最小限度の実力であり、憲法にいう「戦力」にはあたらない、というものである。

(2) 1951年、日本はサンフランシスコで開かれた講和会議で48か国と和平条約を結び、独立を回復したが、このとき同時に、アメリカとの間で日米安全保障条約が結ばれた。この条約は、アメリカ軍が日本とその周辺の安全を守ることを目的とするもので、そのためにアメリカ軍が引き続き日本国内に駐留することを認めた。安保条約はその後、何回か改定されて内容が強化され、現在は、日本が他国から攻撃を受けた場合には、アメリカ軍と自衛隊が共同で行動し、これに対処するという、軍事同盟的な色彩の強いものになっている。

- 〔3〕(1) 第9条 (2) ① 戰争
② 放棄 ③ 戰力 ④ 交戦権
(3) 平和主義

〔参考方〕(1) Aは第9条の第1項、Bは同じく第2項である。

- 〔4〕(1) アメリカ (アメリカ合衆国)
(2) 沖縄県 (3) 日米安全保障条約

〔参考方〕(2) 第二次世界大戦末期にアメリカ軍が上陸し、激戦の末に占領された

沖縄は、戦後もアメリカによる統治下に置かれたため、広大な軍事基地が築かれた。1972年に日本への復帰が実現した後も基地はそのまま残されたため、現在も沖縄島では島の面積の約20%がアメリカ軍の基地と軍用地によって占められている。

まとめのドリル

P.38, 39

- 〔1〕(1) ロック (2) 独立宣言
(3) ① 人権宣言 ② ルソー
(4) 社会権

〔参考方〕(4) 「人間に値する生存」(生存権)などの規定を定めていた。

- 〔2〕(1) A 平和主義 B 国民主権
C 基本人権の尊重 (2) 第9条
(3) ① 象徴 ② 内閣
(4) ① 国会 ② 国民投票

〔参考方〕(4) 日本国憲法の改正は、両議院でそれぞれ総議員の3分の2以上が賛成した場合に国会がこれを発議し、国民投票で過半数が賛成すれば成立する。

- 〔3〕(1) 戰力 (2) PKO
(3) 日米安全保障条約
(4) (例) 核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」という原則。

〔参考方〕(1) 日本国憲法第9条は「戦力の不保持」を明記しているが、日本政府は「自衛隊は自衛のための必要最小限度の実力であり、憲法にいう『戦力』にはあたらない」とする見解をとってきた。

(2) 國際連合が行うPKO(平和維持活動)は、紛争地域に国連がPKF(平和維持軍)を派遣し、停戦の監視や公正な選挙の実施などをを行うもの。日本では1992年に「國際平和協力法(PKO協力法)」が制定され、同法にとづき、平和維持活動に参加する

ために自衛隊が海外に派遣されるようになつた。
(4) 唯一の被爆国としての立場から、わが国は核兵器については、これを「持たず、つくらず、持ち込ませず」という原則をとっている。非核三原則は1968年、佐藤栄作首相が国会答弁で述べたのが最初で、その後、政府の基本方針として受け継がれてきている。

定期テスト対策問題 P.40, 41

- ① (1) ① グローバル ② 情報
③ 少子高齢 ④ インターネット
⑤ 年中行事 ⑥ 芸術

【考え方】(1) ①は「世界の一体化」という点がポイントになる。

- ② (1) ① 社会 ② 対立 ③ 合意
④ 効率 ⑤ 公正 ⑥ 核家族

【考え方】(1) ④は、時間やお金、労力などの点で無駄のない合理的なものになっているかどうかということ。(5)は、手続きや内容の点でだれもが納得のいくものになっているかどうかということである。

- ③ (1) ロック ② 人権宣言
③ 天皇 ④ ワイマール憲法
⑤ 国民主権、基本的人権の尊重、平和主義 ⑥ 日米安全保障条約

【考え方】(1) 民衆の抵抗権とは、政府が民衆の意思にそぐわない政治を行った場合、国民は政権を倒して新たな政権をつくる権利をもつということである。

4 日本国憲法と基本的人権

スタートドリル P.44, 45

- 1 (1) A 平等権 B 自由権
C 社会権 D 参政権
E 請求権 (3) ① 身体
② 精神 ③ 経済活動

【考え方】(1) 基本的人権の種類についての問題。基本的人権は平等権、自由権、社会権、基本的人権を守るために権利の4つに大きく分類されることをおさえる。

- 2 (1) 普通教育 (2) 勤労 (3) 納税

【考え方】日本国憲法に明記された、「国民の大義務」と呼ばれるものである。

- 3 (1) 環境権 (2) 知る権利
③ プライバシーの権利
④ 自己決定権

【考え方】「新しい人権」についての問題。日本国憲法の制定から60年以上が経過し、社会の変化とともに新しい人権が主張されるようになり、その中のいくつかは広く認められるようになってきている。

- 4 (1) 世界人権宣言 (2) 国際人権規約
③ 子どもの権利条約

1 平等権 P.46, 47

- 1 (1) 永久 (2) 個人 (3) 平等

【考え方】基本的人権の原理についての問題。日本国憲法は基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」として保障している。また、一人ひとりの人権を保障するためには、「個人の尊重」と「法の下の平等」という原則が守られることが前提となる。

- 2 (1) A 平等権 B 自由権
C 社会権 D C

- (3) ノーマライゼーション

【考え方】(3) すべての人が「ノーマル」(普通)に暮らすことができるようにすることをいう。なお、ユニバーサルデザインとは公共施設や日用品がだれでも使いやすいように工夫された設計やデザインのこと。バリアフリーは、高齢者や障害のある人々が不自由なく生活できるよう、身の回りから物質的・精神的に障壁(バリア)となるものを取り除いていくこととする考え方のことである。

- 3 (1) ① 個人 ② 公共の福祉
③ 法の下 ④ 性別 (2) 平等権

【考え方】(1) ②は、「社会全体の利益」ということ。

(2) 平等権はすべての基本的人権の基盤となるものである。具体的には「個人の尊重」、「法の下の平等」、「男女の平等」などがあてはまる。

- 4 (1) 男女雇用機会均等法
② 男女共同参画社会基本法
③ バリアフリー

【考え方】(1) 制定当初は雇用にあたっての男女差別を禁止するものであったが、その後の改正で賃金や定年制など、職場におけるさまざまな男女差別を禁止するものとなった。また、当初は企業側に努力を求めるものであったが、現在は罰則規定を設けたものになっている。

(3) 駅などの公共施設にエレベーターやエスカレーターが設けられたり、段差のあるところにスロープが設けられたりしている。

2 自由権 P.48, 49

- 1 (1) 身体の自由 (2) 精神の自由
③ 経済活動の自由

【考え方】自由権とは、不当な拘束や圧力を受けることなく、自由に考えたり行動したりする権利のこと。大きく、身体の自由、精神の自由、経済活動の自由、の3つに分けられる。

- 2 (1) 平等権 (2) 自由権
③ 自由権 (4) △ (5) 自由権
⑥ △ (7) 平等権

【考え方】(2) 身体の自由。
(3) 経済活動の自由のうちの「職業選択の自由」。

(4) 社会権である。
(5) 精神の自由のうちの「信教の自由」。
(6) 裁判を受ける権利。基本的人権を守るためにあてはまる。

- 3 (1) A 自由権 B 身体の自由
C 経済活動の自由
(2) 学問の自由、言論の自由

- 4 (1) ① 思想 ② 信教 ③ 表現
④ 職業 (2) D

【考え方】(1) ②を「宗教」や「信仰」などとしないように注意する。また、Cの条文中の「結社」とは、政治団体などをつくることである。

3 社会権 P.50, 51

- 1 (1) 社会権 (2) ワイマール憲法
③ 文化的 (4) 教育 (5) 団結権

【考え方】(2) 正式には「ドイツ共和国憲法」という。1919年、ワイマールで開かれた国民議会で制定されたことから、一般に「ワイマール憲法」と呼ばれる。
(3) 生存権と呼ばれる、社会権の中核となる権利である。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」という定義は必ず覚えること。

- 2 ① 生存権 ② 教育を受ける権利
③ 勤労の権利

【考え方】義務教育を無償とすることは、日本国憲法第26条第2項に規定されてい

る。また、③の勤労の権利は第27条で保障されている。

- 3 (1) A 団体交渉権 (2) 団体行動権
(2) (例) 労働者が労働組合をつくる権利

【考え方】(1) 団体交渉権とは、労働者の代表が会社側と労働条件などについて話し合う権利。団体行動権とは、交渉が決裂した場合にストライキをする権利のことと、争議権ともいう。

- 4 ① イ ② ア ③ ウ ④ イ
⑤ ウ ⑥ ウ

【考え方】それぞれ日本国憲法のうち、①は第22条、②は第13条、③は第27条、④は第21条、⑤は第25条、⑥は第26条で保障されている。

まとめのドリル

P.52, 53

- 1 (1) 平等 (2) 職業選択

(3) イ、エ

- 2 (1) ① 法 (2) 表現 (3) 健康
④ 教育 (5) 勤労 (2) 生存権

【考え方】(1) Aは第14条(法の下の平等)、Bは第21条(集会・結社・表現の自由)、Cは第25条(生存権)、Dは第26条(教育を受ける権利)、Eは第27条(勤労の権利)の条文である。

- 3 (1) A (2) B (3) C
(4) A (5) B

【考え方】(1) 男女(両性)の本質的平等。
(2) 信教の自由。
(3) 労働者の団結権と団体交渉権。
(4) 個人の尊重。
(5) 財産権の保障。

4 基本人権を守るためにの権利と国民の義務 P.54, 55

- 1 (1) 参政権 (2) 選挙権
(3) 被選挙権 (4) 請願権
(5) 裁判を受ける権利

【考え方】(1) 政治に参加する権利のこと。選挙権と被選挙権がその中心であるが、憲法改正を承認するかどうかについて投票する国民投票権や、最高裁判所裁判官が適任かどうかを審査する国民審査権なども、広い意味で参政権に含まれる。

(4) 請願権と請求権を混同しないようすること。請願権は、国や地方公共団体の機関に要望を出す権利のこと。請求権は裁判を受ける権利や国家賠償請求権などのことをいう。

- 2 (1) 普通教育 (2) 勤労 (3) 納税

【考え方】日本国憲法に明記された国民の三大義務と呼ばれるもの。

(1) 日本国憲法第26条第2項に規定されている。ちなみに、「普通教育」以外の教育としては、特定の職業に就くための「職業教育」などがある。

(2) 日本国憲法第27条の規定。勤労は国民にとって、権利であるとともに義務でもある。

(3) 日本国憲法第30条の規定。

- 3 (1) A 参政権 B 請求権

(2) ① 国民投票権 ② 国民審査権
③ 国家賠償請求権
④ 刑事補償請求権

【考え方】(2) ④刑事裁判で起訴され、無罪判決を受けた場合には、抑留・拘禁された日数などに応じて、国に対して補償を請求できる。

- 4 (1) 表現の自由 (2) 職業選択の自由
(3) 労働基本権

【考え方】(1) 小説のモデルとなった人がプライバシーを侵害されたとして小説の作者や小説を発行した出版社を訴え、出版の差し止めを命ずる判決が下されたことがある。

(3) 労働基本権は労働三権と同じ意味。わが国では、公務員の団体行動権は制限されている。

5 新しい人権

P.56, 57

- 1 (1) 環境権 (2) 知る権利
(3) プライバシーの権利
(4) 自己決定権

【考え方】日本国憲法には規定されていないが、社会の変化とともに提唱されるようになり、広く認められつつある人権である。
(1) 日照権や眺望権なども含まれる。

- 2 (1) 環境アセスメント
(2) 情報公開制度

【考え方】(1) 調査の結果を発表させ、場合によっては計画に変更を加えさせたりする。

- 3 (1) ⑦ 情報公開法
① インフォームド・コンセント
⑦ 個人情報保護法
② ドナーカード
(2) A 環境権 B 知る権利
C 自己決定権
D プライバシーの権利
E 自己決定権

【考え方】(1) ⑦臓器移植は脳死(脳は死んでも心臓は動いている状態)状態の人からでないと臓器の提供を受けられない。したがって、原則として本人に臓器提供の意思があったことを確認する必要がある。それを示すのがドナーカードである。なお、2010年に臓器移植法が改正され、本人の意思が確認できなくても、家族の了解が得られれば、脳死の人から臓器の提供を受けることができるようになった。

(2) Aは環境権のうちの日照権にあてはまる。Cは患者がもつ権利。医者の側には、手術を行う場合にはそのリスク(危険性)について、薬を使用する場合には副作用などについて、患者に十分説明する義務がある。

6 國際社会と人権

P.58, 59

- 1 (1) 世界人権宣言 (2) 國際人権規約
(3) 先住民族 (4) NGO

【考え方】(1) 人権保障の国際的な規準とするため、1948年に国連総会で採択された。第二次世界大戦中は人々の人権が十分に守られなかったことに対する反省にもとづいている。

(4) ODAは「政府開発援助」、PKOは国際連合が行う「平和維持活動」の略称である。

- 2 (1) 難民条約 (2) 女子差別撤廃条約
(3) 子どもの権利条約

【考え方】(2) この条約を批准(議会が承認すること)を受けて制定されたのが、男女雇用機会均等法である。

- (3) 18歳未満のすべての子どもに、「生きる権利」や「育つ権利」などを保障するものである。

- 3 (1) 國際人権規約
(2) 男女雇用機会均等法
(3) ① 生きる ② 育つ
③ 守られる ④ 参加する

【考え方】(3) 特に発展途上国にこうした権利が保障されていない子どもが多数いることは、国際社会の大きな課題のひとつとなっている。

- 4 (1) 学問の自由 (2) プライバシー
(3) 表現の自由

【考え方】(3) インターネットの場合、情報の発信が容易であること、不特定多数の人に情報が発信されること、いつたん発信された情報は訂正が困難であること、などの理由から、プライバシーの侵害や名譽を損の問題がじやすくなっている。

まとめのドリル

P.60, 61

- 1 (1) △ (2) ○ (3) ○

- (4) △ (5) ○ (6) △

【考え方】(1) 裁判を受ける権利。
(4) 刑事補償請求権である。
(5) 請願権は広い意味で参政権にあ
てはまるので注意する。
(6) 国家賠償請求権である。

- 【2】(1) 公共の福祉 (2) ① 普通教育
② 勤労 ③ 納税

【考え方】(1) 法定伝染病に感染した場合、一
定の期間、学校への出席が停止され
るようなことは、公共の福祉のため
に人権が制限される場合の例である。
(2) 国民の三大義務と呼ばれるもの。
このうち、国民にとって権利でもある
のは勤労である。教育は、子ども
にとっては権利であり、親にとって
は義務ということになるので注意す
る。

- 【3】(1) ① 環境権 ② 知る権利
③ プライバシー ④ 自己決定権
(2) ① C ② B ③ A
④ D

【考え方】(1) ② 知る権利は、国や地方の行政
機関に対して情報の公開を求めるも
のであるから、情報公開制度と密接
に関係している。
(2) インフォームド・コンセントは
自己決定権の代表的なものである。

- 【4】(1) 世界人権宣言 (2) 国際人権規約

5 現代の民主政治

スタートドリル

P.64, 65

- 【1】(1) 間接民主制 (2) 選挙
(3) ① 多数 ② 少数

【考え方】(1) 議会制民主主義、あるいは代議
制ともいう。

- 【2】(1) 普通選挙 (2) 平等選挙

- (3) 直接選挙 (4) 秘密選挙

【考え方】(1) 財産(納税額)によって選挙権が
制限される選挙は、制限選挙と呼ば
れる。

- 【3】(1) 小選挙区制 (2) 比例代表制

【考え方】(1) 1つの選挙区から2名以上選出す
る選挙を大選挙区制という。そのう
ち、かつて衆議院で行われていた1
選挙区から2~5名ずつを選出する
方法は、中選挙区制と呼ばれる。

- 【4】① 小選挙区制 ② 比例代表制

- ③ 参議院

- 【5】(1) 与党 (2) 連立政権

【考え方】(4) 政治を目的として結成されたも
のではないが、自分たちの目的や利
益のため、政府や政党、議員などに
要求を出す団体のこと。経営者団体
や労働団体、農業団体、宗教団体な
どがある。

① 政治のしくみと選挙 P.66, 67

- 【1】(1) 民主主義 (2) 直接民主制

- (3) 間接民主制 (4) 小選挙区制

- (5) 比例代表制

【考え方】(2) 古代ギリシャのアテネなどで行
われていた。現在もスイスの一部の
州で行われているが、議会が決定し
た議案を承認するために集会を開く
ものであり、半ば形式的なものとい
える。

- 【2】(1) 普通選挙 (2) 平等選挙

- (3) 直接選挙 (4) 秘密選挙

【考え方】(1) わが国の場合、1925年の普通選
挙法の成立により、25歳以上の男子
について実現し、1945年12月の選挙
法改正により、20歳以上の男女につ
いて認められた。

(2) 株式会社の株主総会における投
票は、1人1票ではなく1株1票である

ので、平等選挙にはあてはまらない。

(3) アメリカの大統領選挙は、一般
の有権者の投票で選挙人を選び、そ
の選挙人の投票で大統領を選ぶとい
う間接選挙のしくみをとっている。

- 【3】(1) 小 (2) 比 (3) 小

- (4) 比 (5) 比 (6) 小

- (7) 小 (8) 比

【考え方】(3) 1選挙区から1名ずつしか当選で
きないので、大政党に有利であり、
小政党は議席を得にくい。

(4) 得票数の割合に応じて議席が配
分されるので、小政党でも議席を得
やすい。

(7) 落選した候補者に投じられた票
を死票という。小選挙区制は、1選
挙区から1名しか当選せず、他の候
補者は全員落選ということになるの
で、死票が多くなる。

- 【4】(1) 直接 (2) 選挙 (3) 間接

- (4) 多数決 (5) 少数意見

② 選挙のしくみと選挙権 P.68, 69

- 【1】(1) 制限選挙 (2) 25歳以上の男子

- (3) 20歳 (4) 格差

【考え方】(1) 1890年に行われた第1回衆議院
議員総選挙では、選挙権は直接国税
15円以上を納める25歳以上の男子だ
けに認められていたので、全人口に
占める有権者の割合は、1.1%にし
かすぎなかった。

- 【2】(1) 小選挙区比例代表並立制

- (2) ① 選挙区制 ② 比例代表制

- (3) 期日前投票

【考え方】(1) 現在の衆議院の選挙制度は小選
挙区比例代表並立制と呼ばれるもの
で、小選挙区制で300名を、比例代
表制で180名を選出する。有権者は
小選挙区選挙では候補者名を書いて
投票し、比例代表選挙では政党名を

書いて投票する。また、候補者は小
選挙区と比例代表区に重複立候補す
ることができるので、小選挙区選挙
で落選しても、比例代表選挙で復活
当選する可能性がある。

(2) ① 参議院の選挙区選挙は各都道
府県を選挙区として行われる。人口
の多い東京都は1回の選挙で5人を選
出するが、1県で1名を選出する県も
多い。

② 衆議院の比例代表選挙が全
国を11のブロックに分けて行わ
れるのに対し、参議院の比例代表選
挙は全国の一つの選挙区として行わ
れる。また、衆議院の場合と異なり、
参議院では選挙区選挙と比例代表選
挙への重複立候補は認められていな
い。

なお、衆議院の比例代表制はあ
らかじめ各政党が候補者に順位をつ
けた名簿を発表する拘束名簿式と呼
ばれるもので、得票数に応じて各政
党的議席数が決まり、名簿の上位の
者から順に当選となる。これに対し、
参議院の比例代表選挙は、候補者に
順位をつけない非拘束名簿式と呼
ばれるもので、有権者は政党名か候補
者の個人名のいずれかを記入して投
票する。そして、両方の票の合計で
まず各政党の議席数が決まり、候補
者個人への票の多い順に当選となっ
ていく。

(3) 投票日に都合が悪い場合、投票
日前日までに投票できる制度。従来
の不在者投票は、仕事等やむを得な
い事情がある場合に限って認められ
るものであったが、現在の期日前投
票では、基本的に理由は問われない。

- 【3】(1) A 小選挙区(選出)

- B 比例代表(選出)

- (2) ① 4 ② 6 ③ 25

- ④ 30

【考え方】任期と被選挙権の違いに注意するこ

と。参議院には衆議院に行き過ぎがないよう、これを監視するブレーキ役が期待されている。そのため、議員の任期が長く設定され、被選挙権の年齢も高くなっているのである。

- 4 (1) 15 (2) B ア C ウ
(3) 制限選挙

【考え方】(2) 1925年の普通選挙法の成立により、25歳以上のすべての男子に選挙権があたえられ、1945年12月の選挙法改正により、20歳以上のすべての男女に選挙権があたえられた。

③ 政党と国民の政治参加 P.70, 71

- 1 (1) 政党 (2) マニフェスト
(3) 与党 (4) 野党

【考え方】(2) 選挙のときに政党が有権者に訴える、当選した場合に実行する予定の政策を公約という。このうち、政権を獲得した場合に実行する政策を、具体的な数値目標や達成期限、財源などを明記して示したもの、マニフェストと呼ばれる。

- 2 (1) A 選挙 B 請願
(2) 圧力団体 (3) 世論

【考え方】(2) 圧力団体は政治以外の目的でつくられた組織であるが、自らの利益や目的を実現するために、政府や政党、議員などにさまざまにはたらきかけをする。経営者団体、労働団体、農業団体、宗教団体などがあるが、多くはそれぞれ支持する政党が決まっており、政党もこうした団体の支持を得るために、その主張をできるだけ受け入れようとする。

- 3 (1) ② 過半数 ① 連立政権
(2) 自由民主党 (3) ① 与党
② 野党

【考え方】(1) 衆参両院で1つの政党が過半数の議席を獲得できていれば、単独政

権をつくることができるが、1993年以降はそういう状況になっていないことから、連立政権が続いている。

- (2) 1955年から1993年までの間は、ほとんどの時期で自由民主党が単独で政権を担当し、日本社会党(現在の社会民主党)が野党第1党の地位を占める、という状況が続いた。こうした状況は「55年体制」と呼ばれた。

- 4 (1) 政党交付金
(2) 圧力団体(利益集団)
(3) マスメディア

【考え方】(1) 企業などからの政治家への献金を制限する一方で、国から各政党に補助金の形で支給されることになった。

まとめのドリル P.72, 73

- 1 (1) 間接民主制(議会制民主主義)
(2) 普通選挙
(3) (例) 少数意見をできるだけ尊重すること。

- 2 (1) 小選挙区 (2) B ア
C エ (3) 小選挙区比例代表並立制

【考え方】(2) 現在の衆議院の選挙制度では、小選挙区制で300名を、比例代表制で180名を選出する。

- 3 (1) 直接国税15円以上を納める25歳以上の男子
(2) 制限選挙 (3) ウ
(4) 20歳以上のすべての男女

【考え方】(3) 1902年、1920年と少しづつ有権者数が増えているのは、納税額による制限が15円から10円、3円と引き下げられたため。1928年の有権者数が1920年の4倍近くになっているのは、1925年に普通選挙法が制定し、25歳以上のすべての男子に選挙権があたえられたからである。
(4) 1945年12月、GHQの指示によ

り選挙法が改正され、20歳以上のすべての男女に選挙権が認められた。翌年4月には戦後初めての衆議院議員総選挙が行われ、39名の女性議員が誕生した。

- 4 (1) 一票の格差 (2) ○
(3) マニフェスト
(4) 圧力団体(利益集団) (5) 世論

【考え方】(1) 一般に人口の多い都市部では、1議席あたり有権者数が多くなり、衆議院の小選挙区では農山村部の選挙区の2倍以上になっている選挙区も出てきている。
(2) 政権に加わらない政党は、野党である。
(3) 「政権公約」ともいわれる。

定期テスト対策問題 P.74, 75

- 1 (1) 公共の福祉 (2) 社会権
(3) 25歳以上 (4) 団結権
(5) 男女共同参画社会基本法
(6) 経済活動の自由 (7) 生存権
(8) 納税の義務

【考え方】(1) 「社会全体の利益」を意味するとは。これを守るために、人権が制限される場合がある。
(3) 衆議院議員の被選挙権は25歳以上、参議院議員の被選挙権は30歳以上である。
(4) 労働組合をつくり、これに加入したりする権利は、労働三権のうちの團結権にあてはまる。
(6) 経済活動の自由にあてはまるのは、居住・移転・職業選択の自由と財産権の保障である。
(7) 社会権の中心となる権利である。

- 2 (1) 普通選挙 (2) ① ア, ウ
② 格差 (3) 与党
(4) マニフェスト

【考え方】(2) ①イ・エ・オは比例代表制にあってはまることがら。

- 3 (1) プライバシーの権利
(2) 圧力団体(利益集団)

6 国民を代表する国会

スタートドリル P.78, 79

- 1 (1) 最高 (2) 立法
2 (1) A 衆議院 B 参議院
(2) ① 25 ② 30
3 (1) 常会 (2) 臨時会 (3) 特別会
(4) 緊急集会
4 (1) 法律 (2) 予算 (3) 条約
(4) 内閣総理大臣
5 (1) 内閣、国会議員(議員)
(2) 委員会 (3) 公聴会
6 ① 3分の2 ② 両院協議会
③ 予算 ④ 不信任

① 議会制民主主義と国会 P.80, 81

- 1 (1) 解散 (2) B 25歳以上
C 30歳以上 (3) ① 6
② 3 ③ 300 ④ 180

【考え方】(1) 議員数と任期の違い、解散の有無に注意する。

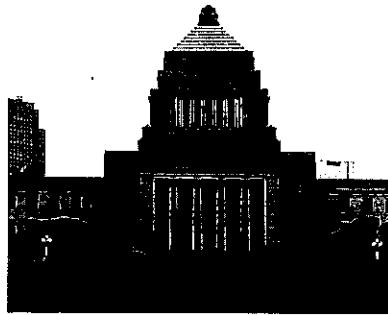
- 2 (1) 最高 (2) 立法 (3) 二院
(4) 短く (5) 解散

【考え方】(1)(2) 国会の地位については、日本国憲法第41条に「国会は、國權の最高機関であって、國の唯一の立法機関である」と規定されている。
(5) 解散された場合、その時点で任期は終了したことになる。

- 3 (1) A 常会 B 臨時会
C 特別会 D 緊急集会
(2) ① 予算 ② 内閣総理大臣

【考え方】(1) Aは常会(通常国会)。毎年1回、

1月中に召集される。4月から新しい会計年度が始まるので、それまでに成立させる予算の審議が中心になる。
Bは臨時会(臨時国会)。内閣が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の議員から要求があった場合に召集される。
Cは特別会(特別国会)。衆議院が解散され、総選挙が行われた場合、総選挙の日から30日以内に召集される。冒頭で前内閣が総辞職するので、新たに内閣総理大臣を指名することになる。
Dは参議院の緊急集会で、衆議院の解散中に緊急の必要が生じたときに召集される。



▲国会議事堂

向かって左側が衆議院、右側が参議院である。

- 4 (1) 立法権 (2) 審議 (3) 参議院
(4) 衆議院

■考え方 (1) 法律をつくる権限を立法権という。わが国の場合、立法権は国会に属している。

(2) 二院制は審議を慎重に行うためのしくみであるが、議決までに時間がかかるという欠点もある。世界には、一院制の国も多い。

(3) 参議院は「良識の府」と呼ばれ、衆議院の行き過ぎをおさえる役割を期待されている。参議院が衆議院よりも任期が長く、被選挙権も高く設定されているのは、このような理由による。ただし、近年は参議院も議

員の多くがいざれかの政党に属しており、その構成も衆議院と同じようなものになってきているため、「参議院が衆議院のコピー化している」と批判されることも多い。

(4) 小選挙区制は、1選挙区から1名を選出する選挙制度。衆議院の場合、全国を300の選挙区に分けて、300名を選出する。

② 国会のはたらき

P.82, 83

- 1 (1) 予算 (2) 衆議院 (3) 内閣
(4) 委員会 (5) 本会議

■考え方 国会の仕事と、審議のしくみについての問題

(1) 政府が行う活動には多くのお金が必要となるが、そうした資金をどのように集め、どう使うかということについての1年間の収入と支出の見積もりを予算という。予算は内閣がつくり、国会での審議・議決を経て成立する。

(2) 法律案などは衆参どちらの議院で先に審議してもよいが、予算については衆議院に先議権がある。

(4) 予算委員会などの常任委員会と、必要に応じて設けられる特別委員会がある。

- 2 (1) 3分の1 (2) 公聴会
(3) 国会議員 (4) 弹劾裁判
(5) 国政調査権

■考え方 (1) 会議を開くのに必要な最低限の出席者数のことを定足数という。委員会の定足数は全委員の2分の1以上、本会議の定足数は総議員の3分の1以上である。

(2) 委員会で開かれる、利害関係者や学識経験者などを国会に呼んで、その人たちの意見を聞く会を公聴会という。必要に応じて開かれるが、

予算の審議や、予算をともなう議案の審議の際には必ず開かれなければならない。

(4) 裁判官としてふさわしくない行為のあった裁判官については、弾劾裁判によってこれをやめさせるかどうかが決定される。弾劾裁判所は国会に設置され、衆参両院から7名ずつ選ばれた議員が裁判官を務める。

(5) 政治全般に関わる問題について、証人を呼んで質問したり(証人喚問)、記録を提出させたりする。特定の問題について特別委員会を設けて調査が行われることも多い。

- 3 (1) A 国会議員 B 本会議
C 天皇 (2) 公聴会

■考え方 (1) 法律案を議長に提出することができるのは、国会議員か内閣である。国会議員の場合、一定数以上の人数の賛成が必要で、一般の法律案の場合は衆議院が20人以上、参議院が10人以上、予算をともなう法律案の場合、衆議院が50人以上、参議院が20人以上となっている。

- 4 (1) × (2) ○ (3) × (4) ○
(5) ○ (6) ○ (7) ○ (8) ×

■考え方 (5) 外国と条約を結ぶのは内閣であるが、事前か事後に国会が承認することが必要となる。条約は、互いの国の議会が承認(これを批准という)して初めて成立する。

(6) 憲法改正は、衆参両議院がそれぞれ総議員の3分の2以上の賛成で可決したときに国会がこれを発議し、国民投票で過半数の賛成があった場合に成立する。

③ 衆議院の優越

P.84, 85

- 1 (1) 3分の2以上 (2) 条約の承認
(3) 10日以内

■考え方 (1) 参議院が可決した法律案を衆議

院が否決すれば、その法律案は廃案となるが、衆議院が可決した法律案を参議院が否決した場合、衆議院が出席議員の3分の2以上の賛成で再可決すれば、法律として成立する。なお、このように衆議院での再可決を経て成立する議案は、法律の制定だけであるので注意する。

(2) 予算の議決と条約の承認について衆議院と参議院の議決が異なり、両院協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。また、参議院が衆議院の可決した議案を受けとつてから30日以内に議決しない場合には、否決したものとされるため、やはり衆議院の議決が国会の議決となる。なお、両院協議会は、両議院から選出された10名ずつの委員で構成される。

(3) 内閣総理大臣の指名について、衆議院と参議院が異なる人を指名し、両院協議会を開いても意見が一致しないとき、または、衆議院が指名の議決をしてから10日以内に参議院が指名の議決をしない場合には、衆議院の議決が国会の議決となるため、衆議院から指名を受けた人が国会で指名されたことになる。

- 2 (1) 短く (2) 解散

■考え方 (1) で見たように、いくつかの議案について衆議院の方に強い権限が認められていることを衆議院の優越といいう。衆議院の優越が認められている理由は、衆議院の方が参議院よりも議員の任期が短く、解散もあるため、国民の意思をより強く反映していると考えられることによる。

- 3 (1) ① 法律 ② 予算
③ 内閣総理大臣 ④ 条約
⑤ 憲法改正 ⑥ 弹劾裁判
(2) 衆議院の優越

- 4 (1) 兩院協議会 (2) 予算

- (3) 内閣の(信任・)不信任

■考え方 (2) 予算は必ず衆議院で先に審議されなければならない。これを、予算の先議権という。予算以外の議案は、衆議院と参議院のどちらで先に審議してもよい。
(3) 内閣の信任、または不信任を議決できるのは、衆議院だけである。

まとめのドリル

P.86, 87

- 1 (1) ① 国権 (2) 立法 (3) 二院
(2) A 常会(通常国会)
B 臨時会(臨時国会)
C 特別会(特別国会) (3) D 予算
E 内閣総理大臣 F 解散

■考え方 (1) ①②日本国憲法第41条は、国会の地位を定義したもの。全文をしっかりとおさえておくこと。③ 審議を慎重に行うためのしくみである。
(2) 国会の種類は正確に覚えること。特に、臨時会と特別会を混同しないようにする。
(3) D 予算は3月中に議決されるのが原則であるが、4月以降にずれこんだ場合は暫定予算が組まれることになる。E 特別国会では、前内閣の総辞職、議長の選出に統いて内閣総理大臣の指名投票が行われる。総選挙で与党が勝利した場合には、それまでの内閣総理大臣が再び指名されることもある。F 緊急集会は、衆議院の解散中に緊急の必要が生じた場合に、参議院を召集して開くもの。緊急集会での議決事項は、総選挙後に開かれる国会で、10日以内に衆議院の承認を得なければ無効となる。

- 2 (1) ① A 衆議院 B 本会議
C 天皇 (2) 公聴会
(2) ① ア (2) 兩院協議会

- (3) (例) 議員の任期が短く、解散もあるので

■考え方 (1) ① 国会における審議はまず委員会で行われ、その後、本会議で行われる。
(2) ② 予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名について衆議院と参議院の議決が異なった場合には必ず開かれる。

7 行政を行う内閣

P.90, 91

スタートドリル

- 1 (1) 行政 (2) 内閣
(3) ① 内閣総理大臣 (2) 国務大臣
(4) 閣議
2 (1) 法律 (2) 予算 (3) 政令
(4) 条約 (5) 解散
3 (1) 国会 (2) 過半数
(3) ① 衆議院 (2) 解散
(4) ① 信任 (2) 議院内閣制
4 (1) 内閣府 (2) 外務省
(3) 公務員

1 行政と内閣

P.92, 93

- 1 (1) ① 行政 (2) 内閣
(2) 国務大臣 (3) 国會議員
(4) ① 内閣総理大臣 (2) 過半数
(5) ① 閣議 (2) 全会一致

■考え方 (1) ① 「立法」は法律をつくること、「司法」は裁判を行うことである。
(2) 内閣総理大臣とともに内閣を構成する。また、その多くは各省の長として公務員を指導・監督して行政を進める。
(3) 内閣総理大臣は、国會議員の中から国会がこれを指名し、天皇が任命する。国會議員の中から選ぶのであるから参議院議員でもなることは

できるが、日本国憲法施行後の内閣総理大臣は、全員衆議院議員から選ばれている。

- (4) ② 過半数が国会議員であればよいので、民間人が国務大臣になることもしばしば見られるが、国務大臣全員が国会議員であることが多い。
(5) 内閣総理大臣が議長を務める。原則として非公開で行われる。

- 2 ③, ⑥

■考え方 ③と⑥はともに国会の仕事。予算は内閣が作成し、国会での審議・議決を経て成立する。

- 3 (1) 解散 (2) 内閣総理大臣
(3) 国會議員 (4) 特別会(特別国会)

■考え方 衆議院が解散すると、解散の日から40日以内に総選挙が行われ、総選挙の日から30日以内に国会が召集される。このときの国会を特別会(特別国会)といい、他の案件に先立って内閣総理大臣の指名が行われる。

- 4 (1) 政令 (2) 国会
(3) 臨時会(臨時国会)

■考え方 (3) 臨時会(臨時国会)と特別会(特別国会)を混同しないようにする。

2 国会と内閣

P.94, 95

- 1 (1) ① 連帶 (2) 不信任
(3) 解散 (4) 総辞職
(2) 議院内閣制

■考え方 (1) ③ 衆議院が解散されると、解散の日から40日以内に総選挙が行われる。④ 内閣が総辞職した場合は、国会で首相指名選挙が行われ、新しい内閣総理大臣が選出される。
(2) 内閣が国会(議会)の信任の上に成り立ち、行政権の行使にあたって国会(議会)に対して連帶して責任を負うしくみで、日本やイギリスなどで採用されている。

- 2 (1) ① 議員 (2) 大統領

- (2) ① 衆議院 ② 総辞職

■考え方 (1) アメリカでは、行政の長である大統領も国民による選挙によって選ばれる。また、大統領と議会はたがいに独立した関係にあるため、議会が大統領の不信任を決議したり、大統領が議会の解散を決定したりするようなことはない。

- 3 (1) ① 不信任 (2) 総辞職
(2) 解散 (3) ① 国會議員
(2) 天皇 (4) ① 内閣 (2) 国会
(5) 国會議員 (6) 議院内閣制

■考え方 (1) 衆議院が内閣不信任を決議した場合、内閣は10日以内に衆議院を解散するか、総辞職しなければならない。
(2) 内閣不信任とは関係なく、内閣は必要に応じて衆議院の解散を決定することができる。注意する。
(3) 「指名」と「任命」をしっかり区別する。
(5) 国會議員であればよく、衆議院議員か参議院議員かは問われない。

3 現代の行政

P.96, 97

- 1 (1) 内閣府 (2) 国務大臣
(3) 公務員

■考え方 (1) 内閣府は内閣総理大臣を長とする行政機関で、内閣を補佐するとともに、各省庁間の仕事の統合・調整などを行う。
(3) 国の行政機関で働く人々を国家公務員、地方の行政機関で働く人々を地方公務員という。「役人」とも呼ばれる。

- 2 (1) ① 全体 (2) 一部 (2) 行政
(3) 行政改革

■考え方 (1) 日本国憲法第15条第2項の規定の一部である。

- 3 (1) ① 外務省 (2) 財務省
(3) 厚生労働省 (2) ① 国家

② 地方

【考え方】(1) ②かつては大蔵省といつたが、2001年の中央省庁再編の際、財務省と名称が変わった。(3) かつての厚生省と労働省が統合された。

【4】(1) たてわり (2) 官僚
(3) 天下り (4) 行政改革
(5) 規制緩和

【考え方】(4) 国営企業を民営化したり、「独立行政法人」として独立採算制の組織にすることなどが行われている。

まとめのドリル

P.98, 99

- 1 (1) ⑤衆議院 ①参議院 (2) 工
(3) 内閣総理大臣 (4) 国会議員
(5) 過半数 (6) 閣議
(7) 議院内閣制

【考え方】(2) 内閣が衆議院の解散の方を選択すれば、解散の日から40日以内に総選挙が行われる。なお、3年ごとに半数の議員が改選される参議院とは異なり、全議員を一斉に選挙することから、衆議院議員選挙は「総選挙」と呼ばれる。

- 2 (1) 特別会(特別国会) (2) イ
(3) 公務員
(4) イ、ウ、オ

【考え方】(1) 国会には常会(通常国会)、臨時会(臨時国会)、特別会(特別国会)の3種類がある。このうち、衆議院の解散・総選挙の後、30日以内に開かれるのは特別会で、冒頭に前内閣の総辞職、議長の選出が行われた後、内閣総理大臣の指名選挙が実施される。

(2) 内閣総理大臣の指名について衆議院と参議院の議決が異なり、両院協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。衆議院の優越事項の1つである。

定期テスト対策問題

P.100, 101

- 1 (1) 委員会 (2) 常会(通常国会)

(3) 25 (4) 6年 (5) ① 工

② ウ

③ (例) 衆議院の方が参議院よりも議員の任期が短く、解散もあるので、国民の意思をより強く反映していると考えられるため。

【考え方】(1) 法律案はまず委員会で審議されたのち、本会議で審議・議決される。委員会には、予算委員会や外務委員会といった常任委員会と、必要に応じて設置される特別委員会がある。

(2) 每年1月に召集され、おもに予算の審議を行う国会は常会(通常国会)。会期は150日間であるが、延長されることも多い。

(3) 国会議員の被選挙権は、衆議院議員が25歳以上、参議院議員が30歳以上である。

(4) 参議院議員の任期は6年で、3年ごとに半数ずつが改選される。衆議院と異なり参議院に解散はないので、参議院議員選挙は3年に1回、必ず行われることになる。

(5) ① 衆議院が可決した法律案を参議院が否決した場合、衆議院が出席議員の3分の2以上の賛成で再可決すれば、法律として成立する。

- 2 (1) イ (2) イ、オ (3) ウ
(4) 議院内閣制

【考え方】(1) 矢印がどこからどこまで伸びているかに注意する。Aの矢印は「衆議院」から「内閣」であるから、ここでは内閣の信任・不信任決議、Bの矢印は「内閣」から「国会」であるから、ここでは連帯責任が、それぞれあてはまる。

(2) 政令は、法律を施行するために内閣が制定する細則のこと。また、

外国と条約を結ぶなど外交問題を処理するのも内閣の仕事である。なお、ア・ウ・エは国会の仕事で、ウはそのうちの弾劾裁判である。

(4) 内閣が国会の信任の上に成り立ち、行政権の行使にあたり、国会に対して連帯して責任を負うしくみである。

(6) 程度の軽い争いや刑事事件の裁判をあつかう。

- 2 (1) 控訴 (2) 上告 (3) 三審制

【考え方】(1) 第一审の判決に不服の場合、より上位の裁判所に訴え、第二審を求めるなどをいう。

(2) 第二審の判決に不服のときに、さらに上位の裁判所に訴え、第三審を求めるなどをいう。多くの場合、最高裁判所に訴えることになる。

(3) 裁判を慎重に行うとともに、人権を守るためにしくみである。

- 3 (1) 三審制 (2) A 控訴
B 上告 (3) 家庭裁判所
(4) 司法権

【考え方】(1) 民事裁判では、第一審が簡易裁判所で行われた場合には、第二審は地方裁判所、第三審は高等裁判所で行われることになる。第一審が地方裁判所や家庭裁判所で行われた場合には、第二審は高等裁判所、第三審は最高裁判所で行われる。なお、刑事裁判の場合には、第二審はすべて高等裁判所、第三審はすべて最高裁判所で行われる。これは、刑事裁判の場合、有罪と判断されれば被告人

8 法を守る裁判所

スタートドリル

P.104, 105

- 1 (1) 司法権 (2) 最高裁判所

(3) 三審制

- 2 (1) 民事裁判 (2) 刑事裁判
(3) ① 原告 (2) 被告

(4) 檢察官

- 3 (1) 裁判員 (2) ウ

- 4 (1) 三権分立 (2) ① 内閣
(2) 内閣 (3) 裁判所
(3) 国民審査

1 司法権と裁判所

P.106, 107

- 1 (1) 司法 (2) 司法権

(3) 最高裁判所 (4) 地方裁判所

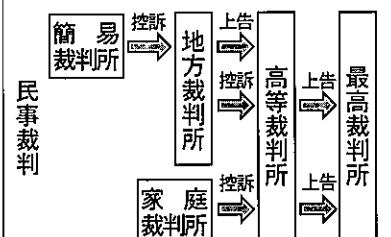
(5) 家庭裁判所 (6) 簡易裁判所

【考え方】(1) 「法を司る」つまり、法が守られているかどうか管理する、法にとづいて紛争を解決する、という意味である。

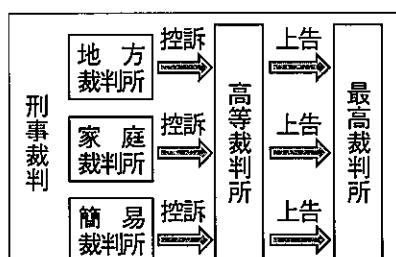
(2) 「法を司る権力」とは、つまりは裁判を行う権力ということになる。

(4) 北海道に4か所、他の都府県に1か所ずつ、計50か所に置かれている。多くの刑事裁判、民事裁判の第一審が行われる裁判所である。

(5) 家族間の争いや少年犯罪をあつかう。



▲民事裁判における三審制のしくみ



▲刑事裁判における三審制のしくみ

懲役などの刑罰を課すことになるので、裁判によりいっそうの慎重さが求められるためである。

- 4 (1) 高等裁判所 (2) 地方裁判所
(3) 再審

【考え方】(1) 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の8都市に置かれている。

(2) 地方裁判所で第二審が行われるのは、簡易裁判所で第一審が行われた民事裁判だけである。

(3) 判決の確定後に無罪につながる有力な証拠が見つかったり、真犯人につながる有力な証拠や証言が得られるなどして、判決に重要な疑いが生じた場合には、裁判のやり直しを求めることができる。これを再審請求という。

② 裁判の種類と人権 P.108, 109

- 1 (1) 民事 (2) 原告 (3) 被告
(4) 刑事 (5) 檢察官 (6) 起訴

【考え方】(1) 個人と個人、個人と企業、企業と企業の間の争いなどが考えられる。(5) 警察官と検察官の違いに注意する。事件を捜査し、被疑者(容疑者)を逮捕するのが警察官。被疑者をさらに取り調べ、容疑が固まれば、被疑者を被告人として裁判所に起訴するのが検察官である。

- 2 (1) 黙秘権 (2) 令状
(3) 公開裁判

【考え方】(1) 自己に不利益な供述を強制されないことをいう。その場合、何も言わなかったとしても、そのことが裁判の公判で不利にはたらくことはない。

(2) 捜索令状や逮捕令状などがある。(3) 少年犯罪を裁く刑事裁判は、例外的に非公開で行われる。

- 3 (1) 刑事裁判 (2) 檢察官

- (3) 被告人 (4) 弁護人

- (5) えん罪

【考え方】(1) 「逮捕」「被疑者」「取り調べ」「起訴」などの語から、犯罪を裁く刑事裁判であることがわかる。(2) 被疑者をくわしく取り調べ、容疑が固まった場合に被疑者を被告人として起訴するのは、検察官である。(4) 通常、「弁護士」を職業とする人がこれにあたる。(5) 近年、有罪判決が確定し、懲役刑に服していた人が、えん罪であつたことが明らかになる事件があつた。警察や検察の捜査や取り調べのあり方をめぐって議論がおきている。

- 4 (1) 刑事 (2) 民事 (3) 民事
(4) 刑事 (5) 民事 (6) 刑事
(7) 刑事 (8) 民事

【考え方】法律に違反する行為、すなわち犯罪を裁くのが刑事裁判。殺人、放火、強盗、詐欺はすべて犯罪である。

③ 司法権の独立と違憲立法審査権 P.110, 111

- 1 (1) 指名 (2) B 弹劾裁判
C 違憲審査 D 国民審査
(3) 内閣

【考え方】(1) 最高裁判所長官は、内閣の指名にもとづいて天皇が任命する。(3) 長官以外の最高裁判所裁判官と、下級裁判所裁判官は、内閣が任命する。

- 2 (1) 法律 (2) 天皇

【考え方】(2) 任命が天皇の国事行為となっているもの。

●内閣総理大臣…国会議員の中から国会が指名し、天皇が任命する。
●最高裁判所長官…内閣が指名し、天皇が任命する。

- 3 (1) 憲法 (2) 独立 (3) 内閣
(4) 衆議院議員 (5) 国民審査
(6) 弹劾裁判

【考え方】(5) 最高裁判所裁判官は、任命後初めてと、その後10年を経て行われる衆議院議員総選挙のときごとに、適任かどうかを国民の投票によって審査される。これを国民審査といい、不適任とする票が過半数を占めた裁判官は罷免される。

- (6) 弹劾裁判は、すべての裁判所の裁判官が対象となる。

- 4 (1) 違憲立法審査権 (違憲審査権、法令審査権)
(2) 憲法の番人

【考え方】(1) 法律や行政処分などがそのまま裁判の対象となるのではなく、具体的な裁判を進める中で、関連する法律や行政処分などが審査の対象となる。裁判所が憲法違反と判断した法律や行政処分などは、無効となる。

(2) 違憲立法審査権はすべての裁判所がもっているが、その裁判が上告された場合、合憲か違憲かの最終的な判断は、終審裁判所である最高裁判所に委ねられることになる。このことから、最高裁判所は「憲法の番人」と呼ばれる。

④ 司法改革と裁判員制度 P.112, 113

- 1 (1) 司法 (2) 裁判員
(3) 刑事裁判 (4) 20歳
(5) 6人

【考え方】(1) 司法職(裁判官、検察官、弁護士)に就く人を増やすため、法科大学院を多くの大学に設置したこと、司法制度改革の一環として行われたものである。

(2) 陪審員制度とはアメリカなどで取り入れられている制度。アメリカの陪審員制度は、刑事事件の第一審を一般市民から選ばれた12名の陪審員だけで行うもの。陪審員による第一審では有罪か無罪かだけを判定し、

有罪の場合の量刑などは第二審以降で決定される。無罪と判定された場合は判決が確定するので、検察側は控訴できない。

(3) 裁判員制度がとり入れられたのは、強盗殺人などの重大な事件をあつかう刑事裁判の第一審である。

(4) 裁判員の対象となるのは20歳以上の国民。選挙管理委員会が管理する選挙人(有権者)名簿にもとづき、くじで選ばれる。なお、裁判員は一つの裁判ごとに選ばれる。

(5) 裁判員裁判においては、裁判員6名と裁判官3名の合議の上、判決が下される。評決で意見が分かれた場合には多数決で決定されるが、有罪判決を下すためには、裁判官のうち少なくとも1名以上が有罪に賛成しないなければならない。

- 2 (1) 総合法律支援 (2) 檢察審査会

【考え方】(2) 檢察審査会は、有権者の中からくじで選ばれた11名の検察審査員が6か月の任期で活動するもので、検察官が起訴しなかった事件について、そのあつかいの適否を判断する。検察審査会が「起訴相当」の議決をした場合、検察官は起訴すべきかもう一度検討しなければならず、同じ事件に対して「起訴相当」の判断が2回出されると、必ず起訴しなければならない。

- 3 ① 審理 ② 評議 ③ 評決
④ 判決

【考え方】① 法廷において、検察官と弁護人がそれぞれの主張を述べ、裁判員と裁判官がそれらを聞き、質問したりすること。

② 裁判員と裁判官が、被告人が有罪かどうか、有罪であれば刑量をどうするかについて、別室で話し合うこと。

③ 被告人が有罪か無罪か、有罪であれば刑量はどれくらいかを決定すること。

④ 法廷で被告人に言いわたされる評決の内容のこと。

- 4 (1) ○ (2) × (3) ○ (4) ×
(5) ○ (6) × (7) ×

■考え方(1) 裁判員制度の対象となるのは、重い量刑が予想される重大な刑事事件である。

(4) 親の介護など特別な事情でなければ、裁判員を辞退することができない。なお、辞退が認められるかどうかの判断は、その裁判を行う裁判所が決定することになる。

(6) 有罪判決を下すためには、裁判官のうち少なくとも1名以上が賛成することが必要である。

(7) 裁判員は一つの裁判ごとに選ばれるので、任期というものはない。

5 三権の抑制と均衡 P.114, 115

- 1 (1) 行政 (2) 司法
(3) 議院内閣 (4) 弹劾裁判所
(5) 最高裁判所
(6) 違憲立法審査

■考え方(1) 三権の抑制と均衡のしくみについての問題。国会・内閣・裁判所の3つの機関が、それぞれどのようなはたらきをもち、たがいにどのように抑制し合っているかを、確実におさえておくこと。

- 2 (1) 三権分立 (2) 内閣

■考え方(1) 18世紀のフランスの思想家モンテスキューが、その著書『法の精神』の中で主張した考え方。現在では民主政治の基本原則の一つとなっている。

(2) わが国のような議院内閣制をとっている国では、内閣は国会の信任の上に成り立っているので、国会と

内閣の結びつきがきわめて強くなっている。

- 3 (1) A 立法権 B 行政権

(2) ウ

■考え方(2) 矢印の向きに注意すること。①は内閣の国会に対する抑制であるから衆議院の解散が、②は国会の裁判所に対する抑制であるから、裁判官の弾劾が、それであてはまる。

- 4 イ, エ

まとめのドリル

P.116, 117

- 1 (1) 家庭裁判所 (2) B 控訴
C 上告 (3) ④ 簡易 (6) 控訴
⑤ 高等 ⑥ 上告 (4) 三審制
(5) イ (6) イ

■考え方(1) 下級裁判所には、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所がある。
(2) Bは第一審から第二審へ、Cは第二審から第三審へ、という流れを示している。

(3) 地方裁判所で第二審が行われていることから、第一審は簡易裁判所、第三審は高等裁判所であることがわかる。簡易裁判所で第一審が行われる民事裁判に限り、第二審が地方裁判所、第三審が高等裁判所で行われる。

(4) 裁判を慎重に行うためのしくみである。

(5) 民事裁判は個人間の権利・義務をめぐる争いを裁くもの。ア・ウ・エ・オは刑事裁判にあてはまる。

(6) アの国民審査を受けるのは最高裁判所の裁判官のみ。イは司法権の独立(裁判官の独立)について述べたもの。ウの法律を制定する権限をもつのは、国会だけである。エの下級裁判所裁判官は、最高裁判所が作成する名簿にもとづいて、内閣が任命

する。

- 2 (1) 議院内閣制 (2) 弹劾裁判 : ⑤
違憲立法審査権 : ⑥ (3) (3) 裁判所
(4) 裁判員制度 (5) 国民審査

■考え方(1) 内閣が国会の信任の上に成立する制度である。

(2) 弹劾裁判は、裁判官としてふさわしくない行為のあった裁判官をやめさせるかどうかを決めるもので、国会に設置される弾劾裁判所で行われる。したがって、国会の裁判所に対する抑制である。違憲立法審査権は、国会の制定した法律が憲法に違反していないかどうかを、裁判所が具体的な裁判を通して判断するもの。したがって、裁判所の国会に対する抑制である。

(4) 2009年に始められた制度。一つの裁判を、裁判員6名と裁判官3名の合議による審理で行う。

- (5) 特別区

■考え方(2) 日本国憲法が施行された1947年に制定された。

(3) 19~20世紀のイギリスの政治家・政治学者のプライスの言葉。

(4) 地方自治体ともいう。
(5) 東京23区は特別区(特別地方公共団体)と呼ばれ、市町村と同様の権限をもつ。横浜市などの政令指定都市に置かれている区は、単なる行政区分であり、独立した地方公共団体ではない。

- 2 (1) 上下水道 (2) 学校
(3) 社会福祉

■考え方(1) 電気やガスは民間企業によって供給されているが、上下水道は都道府県が経営する公営企業である。

(2) 「教育施設」とある。
(3) 年金や介護などの社会福祉事業は、国から地方公共団体に委託されている事業である。

- 3 (1) ① 地方自治 ② 学校
③ 地方公共団体(地方自治体)
④ 市町村 (2) 東京23区

■考え方(2) 東京23区は明治時代には「東京府東京市」とされていた。1947年に現在のような23区が設けられた。

- 4 (1) ア, エ, オ, ク (2) 地方自治法

■考え方(1) イとカは、かつては国営事業として行われていた。現在は、ともに民営化されている。

2 地方自治のしくみ P.124, 125

- 1 (1) 知事 (2) 市町村長 (3) 予算
(4) 議会 (5) 条例

■考え方(1) 都道府県の首長である知事は、大日本帝国憲法の下では国から任命されていた。日本国憲法施行後は、市町村長とともに住民による直接選挙で選出されるようになった。

(4) 都道府県議会と市町村議会があ

9 地方の政治と自治

スタートドリル

P.120, 121

- 1 (1) 地方自治 (2) 地方公共団体
(3) 住民 (4) ① 不信任
② 解散

- 2 (1) 20 (2) ① 30 ② 25
(3) 4

- 3 (1) 地方税
(2) 地方交付税交付金, 国庫支出金
(3) 地方分権

- 4 (1) 条例 (2) 3分の1
(3) 住民投票 (4) 直接請求権

1 地方自治の意義 P.122, 123

- 1 (1) 地方自治 (2) 地方自治法
(3) 民主主義 (4) 地方公共団体

る。

(5) 地方議会が法律の範囲内で定める、その地方公共団体の中だけで適用されるきまり。法律と同じような効力をもち、罰則を設けることもできる。情報公開を条例で定めている自治体も多いし、最近では路上での喫煙(歩きたばこ)を禁止する条例のような、地域の実情に合わせたさまざまな条例が制定されている。

- 〔2〕 (1) A 20歳 B 30歳 C 25歳 D 4年 (2) ア

〔参考方〕(1) A 選挙権は、首長・地方議員とも20歳以上。国会議員と同じである。B・C 被選挙権は、都道府県知事は30歳以上、市町村長と地方議会議員は25歳以上である。

〈被選挙権〉

・30歳以上…参議院議員、都道府県知事

・25歳以上…衆議院議員、市町村長、地方議会(都道府県議会と市町村議会)議員

- 〔3〕 (1) A ア B カ C ケ D エ E キ F ク G ウ H オ (2) けいさつ 警察の仕事を行う。

〔参考方〕(1) A 地方公共団体の執行機関の長。 C 地方公共団体の議決機関。 F・G 首長を補佐する。副市町村長はかつては「助役」と呼ばれていた。(2) 警察の運営を管理する行政委員会。かつては市町村にも置かれていた。

- 〔4〕 (1) 再議 (2) 不信任決議

〔参考方〕(1) 首長は、条例の制定や予算の議決など、議会の議決に異議があるときは、審議のやり直しを求めることができる。これを再議という。ただし、再議を求める能够性のあるのは、一つの議事につき1回だけである。(2) 地方議会は首長に対して不信任

を決議することができる。不信任決議が可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、辞職しなければならない。

③ 地方分権

P.126, 127

- 〔1〕 (1) 地方税 (2) 地方債
(3) 市町村税 (4) 国庫支出金
(5) 民生費

〔参考方〕(1) 税金には、国が徴収する国税と、地方公共団体が徴収する地方税がある。

(2) 税金だけでは収入が不足するときには、公債が発行される。公債のうち、国が発行するものを国債、地方公共団体が発行するものを地方債という。公債は国や自治体が住民に対して行う借金であるので、毎年利子を支払い、期限を迎えたものについては元金を返済しなければならない。

- 〔2〕 (1) 地方交付税交付金 (2) 地方分権

〔参考方〕(1) 政府が収入の少ない地方公共団体に支給する補助金。使い道は自由である。
(2) 中央政府に権力を集中させる中央集権に対する言葉である。

- 〔3〕 (1) 地方税
(2) 地方交付税交付金
(3) 国庫支出金 (2) 36%

〔参考方〕(1) ③教育など、国が地方に委託している事業について、国がその費用を負担するもの。地方交付税交付金とは異なり、使い道は指定されている。

(2) 自主財源の占める割合が少ないことが、多くの地方公共団体の課題となっている。

- 〔4〕 (1) 合併 (2) 1700 (3) 財政

〔参考方〕2000年代に入り、全国で多くの市町村が合併し、「平成の大合併」と呼ば

れた。このように合併が進んだ背景には、多くの市町村が財政の悪化に苦しんでおり、重複する人員や施設を整理したり、行政の範囲を広げて仕事の効率をよくしたりすることで財政の安定化を図ろうとしたことがある。また、補助金の増大が国の財政を圧迫していることから、国もこうした市町村合併を推進したという事情もある。しかしながら、合併によって由緒ある地名が消えたり、役所の統廃合によって生活が不便になってしまった地域があるといった問題も生じてきている。

④ 住民参加

P.128, 129

- 〔1〕 (1) 直接請求 (2) ① 条例
(2) 首長 (3) 選挙管理委員会
(4) 過半数

〔参考方〕(1) 地域の住民が一定数の署名を集めることで、条例の制定や議会の解散など、いくつかの事項について請求できるしくみを直接請求権といふ。(2) 条例の制定または改廃の請求が行われた場合、首長はすみやかにこれを議会にかけ、結果を公表しなければならない。

(3) 議会の解散や首長・議員の解職などの請求は、成立すれば選挙が行われることになるので、請求先は選挙管理委員会になる。

(4) 議会の解散請求が成立すると、住民投票が行われ、解散に賛成する票が過半数を占めれば、議会は解散され、選挙が行われる。

- 〔2〕 (1) 住民投票 (2) オンブズマン
(3) NPO

〔参考方〕(1) 投票の結果に法的な拘束力はないが、住民の意思を示すことで議会の審議などに影響をあたえることができる。近年は、地域にとって重要な問題については住民投票を行うことを条例で定める自治体も増えている。

(2) オンブズマンとも呼ばれる。市民たちの手で運営される場合もあるが、公的な制度として設置する自治体も出てきている。

(3) 「非営利組織」の略称。医療や福祉など、さまざまな分野で多くの団体が活動を行っており、国も法律を制定するなど、こうした活動を支援する体制を整えることに努めている。

- 〔3〕 (1) A 条例 B 50分の1
C 首長 (2) D 50分の1
E 3分の1 (3) 選挙管理委員会

〔参考方〕(1) Aは、地方議会が定めるその地方公共団体だけに適用されるきまりのこと。

(2) 法定署名数には、有権者数の50分の1以上のものと3分の1以上のものがある。議会の解散や首長・議員の解職の請求には有権者の3分の1以上の署名が必要であるが、数が多くなっているのは、人の身分に関わることがらについての請求だからである。

- 〔4〕 ②, ④, ⑥

〔参考方〕直接請求権の認められているものを選ぶ。なお、①と⑤を行うのは地方議会。③と⑦は首長がもつ権限。⑥は都道府県や市町村が行う。

まとめのドリル

P.130, 131

- 〔1〕 (1) A 力 B オ C エ
D ウ E キ (2) 地方自治法

〔参考方〕(1) 住民が地方自治体に対して負っている義務であるから、「納稅」である。B 「義務」に対する言葉であるから「権利」。選挙や請願、解職請求などがこれにあてはまる。

C 住民が知事や市長に対しててもつ

権利であるから、「条例の制定または改廃の請求」があてはまる。
D 副知事などのおもな職員に対しても、住民は解職請求の権利をもつている。E 副知事とともに首長の補佐役であるのは副市町村長。

- ① 条例 ② 直接請求権
③ 3分の1以上 ④ 工
⑤ ① 工 ② 不信任
⑥ 地方交付税交付金

【考え方】(2) 直接民主制のしくみをとり入れたもので、地方自治だけに見られる制度である。
(4) 首長の解職は請求が成立すればただちに決定するわけではなく、住民投票にかけ、その過半数が同意することが必要となる。なお、副知事や副市町村長などおもな職員の解職について直接請求が成立(有権者の3分の1以上が署名)した場合には、議会にかけられ、定員の3分の2以上の議員が出席し、4分の3以上の賛成があれば、その職員は解職される。
(5) ① 首長は議会の議決に納得できないときには、議会に対して審議のやり直し(再議)を求めることができる。② 議会が首長の方針に反対であるときには、首長に対して不信任を決議することができる。その場合、首長は10日以内に議会を解散しない限り、辞職しなければならない。
(6) 地方公共団体間の財政不均衡を解消するために国から交付される補助金は、地方交付税交付金である。

定期テスト対策問題 P.132, 133

- ① ① 三審制 ② 控訴 ③ ○
④ 檢察官 ⑤ 裁判所 ⑥ ○
⑦ 内閣 ⑧ 国民審査

【考え方】(1) 裁判を慎重に行うためのしくみ

である。

- (2) 第一审の判決に不服の場合、より上級の裁判所に第二審を求めることを控訴、第二審の判決に不服の場合、さらに上級の裁判所に第三審を求めるなどを上告という。
(4) 犯罪(刑事事件)が発生すると、警察官が捜査を行い、容疑者を逮捕し、証拠を集め。検察官がさらに取り調べを行い、容疑が固まれば、容疑者を被告人として起訴することになる。
(5) 逮捕や捜索には、裁判所の発行する令状が必要となる。
(6) 司法権の独立について述べた文。
(7) 最高裁判所長官は、内閣が指名し、天皇が任命する。
(8) 最高裁判所裁判官が適任かどうかを審査するのは国民審査。国民投票は憲法改正を承認するかどうかを問うものである。

- ② ① イ ② ウ ③ ア
④ 工(オ)
⑤ 三権分立

【考え方】(2) 権力が一つの機関に集中して濫用されることを避けるしくみ。
③ ① 市町村長
② 議会(地方議会)
③ 不信任
④ 副知事 ⑤ 副市町村長
⑥ 解散
⑦ ウ

【考え方】(1) ④と⑤は住民による選挙で選ばれるのではなく、首長がこれを任命する。
(2) 地方公共団体における首長と議会の関係は、国の政治における内閣総理大臣と国会(特に衆議院)の関係に似ている。

総合テスト(1)

P.134, 135

- ① ① 工 ② 最高法規 ③ 生存権
④ 司法権の独立 ⑤ 請願権
(6) (例) 情報社会となり、本人の知らない間に個人情報が流出したり、利用されたりするようになったため。

【考え方】(1) 日本国憲法が保障する経済活動の自由は、居住・移転・職業選択の自由と財産権の不可侵。したがって、ここでは職業選択の自由につながる工ということになる。

- (2) 憲法は国の最高法規であるので、これに反する法律や命令などは無効であることが、日本国憲法第98条に定められている。
(4) 司法権の独立についての規定。日本国憲法第76条第3項には「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とある。

(5) 「国や地方に要望する」とあるので、直接請求権ではないので注意する。参政権のうちの請願権である。
(6) 通信機器の急速な発達により情報化がいちだんと進み、大量の情報が瞬時に世界に広がるようになった。こうした中で、個人情報が流出したり、悪用されたりする危険性が高くなったり。また、特定の個人を中傷するような情報がインターネット上に漏れたりする危険性も高まっている。こうしたことから、個人情報を守るプライバシーの権利が強く主張されるようになったのである。

- ② ① 工 ② イ ③ イ
④ 国會議員 ⑤ ④ 情報
⑥ 地方分権

【考え方】(1) 衆議院が内閣不信任案を可決した場合、内閣は10日以内に衆議院を解散しない限り、総辞職しなければ

ならない。また、地方議会が首長に対する不信任決議を可決した場合、首長は10日以内に議会を解散しない限り、辞職しなければならない。

(4) 中央政府がもつ権限や財源を地方に移すことで、地方の政治をそれぞれの地域の実情に合ったものにしていくとする考え方を地方分権という。1999年には、こうした政策を進めるため、地方自治法など多くの法律を改正することを定めた地方分権一括法が制定された。

総合テスト(2)

P.136, 137

- ① ① 議院内閣制 ② 閣議
③ ア ④ 工 ⑤ ウ

【考え方】(3) イは地方議会、ウは内閣、エは裁判所の仕事である。
(4) 内閣総理大臣の指名が衆議院と参議院で異なり、両院協議会を開いても意見が一致しない場合には、衆議院の議決が国会の議決となる。法律案の場合と異なり、再可決は必要ないので注意すること。

(5) 参議院の議員定数は242人で、都道府県を選挙区とする選挙区選挙で146人が、全国を1選挙区として行われる比例代表選挙で96人が選出される。これに対し、衆議院の議員定数は480人で、小選挙区選挙で300人が、全国を11ブロックに分けて行われる比例代表選挙で180人が選出される。また、参議院議員の被選挙権は30歳以上で、衆議院議員の被選挙権は25歳以上である。したがって、正しい組み合わせはウということになる。

- ② ① 工 ② イ

【考え方】(1) 被告人の正当な利益を守る立場にある人を弁護人といい、普通、弁護士がその地位に就く。刑事裁判に

おいては被告人に必ず弁護人がつけられ、被告人に弁護人を雇う力がないときは、国選弁護人がつけられる。

(2) 捷径によってなされた自白は証拠として採用されないから、イは誤り。自白のみが証拠であるときは有罪とはならないことも定められている。

- ⑤ (1) (例) 全国を300の小選挙区に分け、各選挙区から1人ずつを選出するので、計300人が選出される。

(2) 条例 (3) 直接請求権

■考え方 (1) 小選挙区制は各選挙区から1名ずつを選出する制度。したがって、全国300の選挙区から、300人が選出される。

(2) 地方議会が定める、その地方公共団体の中だけで適用されるきまりをいう。

(3) 地方政治だけに認められる権限で、条例の制定や改廃、監査、議会の解散、首長や議員の解職などを求めることができる。

総合テスト(3)

P.138, 139

- 1 (1) 平等 (2) NGO
(3) 職業選択 (4) イ
(5) 国民審査 (6) ① 檢察官
② 公開

■考え方 (4) 日本国憲法が保障する社会権は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(生存権)、教育を受ける権利、勤労権、労働者の労働三権である。

したがって、ここではイ。アは参政権、ウとエは自由権である。

(6) ② 「傍聴人」がいるということは、裁判が公開の法廷で行われていることを意味している。

- ⑥ (1) ウ・不信任決議
(2) 選挙管理委員会
(3) 地方交付税交付金

■考え方 (2) 請求が成立すると、解散や解職の可否を問う住民投票が行われ、さらに解散や解職が決定すると選挙が行われることになる。